

社会課題解決

● 「みやぎチャレンジプロジェクト」助成事業

～あなたの団体の活動費を共同募金会と一緒に集めませんか？～

募 集 要 項



社会福祉法人 宮城県共同募金会

趣 旨

赤い羽根共同募金は、県民の温かい善意とたすけあいの心に支えられ、県内における民間福祉活動の発展、向上に相当の役割を果たして参りました。しかし昨今、少子高齢化や格差社会が急速に進展し、自殺・虐待・いじめ・路上生活者・ニート・災害・子育てなど多様な生活課題を抱えており、市民の生活不安は拡大しつつあります。

本プロジェクトは、従来 10月1日から3か月間行っている共同募金運動の期間を3か月間拡大し、その期間で、各団体が取り組む地域の課題を解決するための活動費を共同募金会と一緒に集め、課題解決を図るものです。自らの地域課題について、自らが学び、自らが行動しその役割の一翼を担う、いわば自発と自治の時代の中で、行政が提供するサービスに加え、地域住民やNPOが主体となり、サービスをつくり、提供することで寄付者の共感や賛同を得る新たな募金の循環のしくみの構築を図って参りたいと考えます。

本プロジェクトが、地域課題を解決する活動のファンド的役割として、効果的・有効的に活用されるよう、皆様方には積極的にご参加ください。

1. 助成対象団体

県内において活動する民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とする。(個人は対象外)

- ①県内に活動拠点を置き、県域または各市町村で活動をしている団体であること。
法人格の有無は問わない。
- ②5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- ③団体の会則(定款)・事業計画・予算・決算等が整備されていること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- ④企業、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制と活動実績があり、事業内容や成果および会計情報を公開できる団体であること。

2. 対象となる事業

各団体が取り組む社会課題解決事業

→ 例えば

○生活・地域課題（まちづくり、過疎、居場所作り、見守り、子育て、権利擁護等）

○社会課題（ニート、不登校、自殺、孤立、貧困、犯罪被害者支援、ホームレス、DV、更生保護等）

※次の事業は助成対象外

- ①会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ②特定の個人的活動またはそれに類する活動
- ③他団体または下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④行政からの委託事業など公的な制度の中で運営されている事業

3. 助成対象費用

対象事業の目的達成のために必要となる経費を原則とします。

- ①会議費・研修費・報償費（講師謝礼等）・旅費
- ②対象事業に係る人件費
- ③備品購入費
- ④通信費・運搬費・印刷費・保険代ほか

※次の費用は対象外

- ①団体の組織運営に関わる管理経費・人件費
- ②飲食費またはそれに類する費用

4. 募金活動と事業の実施について

（1）募金活動期間

平成29年1月1日（日）から平成29年3月31日（金）まで

（2）事業実施期間

平成29年5月1日（月）から平成30年3月31日（土）まで

（3）募金の取扱いについて

集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を宮城県共同募金会へ送金いただきます。必要であれば、本会より寄付者へ領収書を発行します。

5. 助成額について

- （1）1団体あたりの助成申請額は10万円以上とします。
- （2）団体に寄せられた募金の全額を助成額とします。また、各団体への募金額は、社会的ニーズが高いものと捉え、本会予算の範囲内で右記の金額を加算し助成します。

＜団体に寄せられた募金額＞	＜共同募金からの助成額＞
～ 5万円未満	なし（募金額のみ）
5万円～10万円未満	5万円
10万円～50万円未満	募金額と同額
50万円～100万円未満	50万円
100万円以上	80万円

（3）助成事務手数料について

募金の入金管理や広報用資材作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきます。ただし、その募金額が10万円未満の場合は、事務手数料のご負担はなしとし、事務手数料の上限は10万円とします。

6. 応募方法

別紙様式に必要事項を記入の上、本会へ提出してください。

7. 募集期間

平成28年9月1日（木）～9月30日（金）まで 本会必着

8. 助成対象団体の決定について

団体からの申請については、社会課題解決プロジェクト実行委員会による一次審査（内定）および本会配分委員会による審査を経て決定します。決定時期は、平成28年11月上旬を予定しております。

9. 事業の変更・廃止と報告について

（1）助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合、指定の様式により本会の承認を得ることとします。

（2）事業完了後、速やかに指定の様式により本会へ報告してください。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051

仙台市若林区新寺一丁目 4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

E-mail post@akaihane-miyagi.or.jp

ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>